

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	定例庁議	
開 催 日 時	平成28年11月14日（月）	午前9時14分から 午前9時39分まで
開 催 場 所	市長公室	
出 席 者	富岡市長、田中副市長、三好教育長、神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、内田市民環境部長、三田福祉部長、藪塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、橋本会計管理者、佐藤水道部長、石井議会総務課長（木村議会事務局長代理）、嶋学校教育部長、島村生涯学習部長、塩野監査委員事務局長 （事務局） 太田市長公室次長兼政策企画課長、関口同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係櫻澤主事、稲葉市長公室参事兼秘書課長	
会 議 内 容	1 平成28年第4回朝霞市議会定例会提出議案について	
会 議 資 料	1 平成28年第4回朝霞市議会定例会提出議案	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【市長あいさつ】

【議題】

1 平成28年第4回朝霞市議会定例会提出議案について

[説明]

議案第92号 平成28年度朝霞市一般会計補正予算第2号について

（上野総務部長）

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、3億7,773万7,000円の増額で、これを含めました累計額は、399億8,592万1,000円となっている。

歳入について、国庫支出金は、新たに、地方創生推進交付金などを計上するほか、生活保護費負担金や社会資本整備総合交付金などを増額することにより、2億2,872万6,000円増額している。県支出金は、自殺対策強化事業費補助金を新たに計上するほか、障害者自立支援給付費負担金などを増額することにより、4,167万1,000円増額している。財産収入は、駅東通線の代替用地を売却したことにともない3,686万2,000円増額している。寄附金は、教育費指定寄附金など、4件の指定寄附金の受け入れをしている。繰入金は、財政調整基金繰入金を、4,776万3,000円増額している。市債は、観音通線用地購入事業債を減額する一方、公園施設長寿命化対策事業債を増額するほか、観音通線整備事業債を新たに計上することにより、2,260万円増額している。

歳出について、人件費補正では、給与改定及び人事異動等にとまなう補正額を計上している。人件費以外の歳出について、総務費は、市制施行50周年記念事業に係る経費を増額することなどにより、1,463万9,000円の増額となっている。民生費は、介護保険特別会計繰出金を減額する一方、介護給付・訓練等給付費負担金などを増額するほか、新たに地域介護・福祉空間整備補助金を計上することにより、2億6,576万円増額している。衛生費は、妊婦一般健康診査等委託料を増額する一方、妊婦一般健康診査等補助金の減額により、309万6,000円の減額している。商工費は、寄附金の受け入れ先として、中小企業融資利子補給補助金を増額したが、全体では、470万5,000円の減額となっている。土木費は、観音通線の街路築造工事を新たに計上するほか、開設公園改修工事などを増額することにより、1億758万6,000円の増額している。教育費は、博物館の空気調和設備改修工事のほか、市民プールや公園体育施設の施設等修繕料などを増額することにより、300万3,000円の増額している。

次に、第2表繰越明許費は、観音通線整備事業、公園施設長寿命化対策事業、博物館空気調和設備改修事業について、年度内に完了することが困難なため、翌年度に繰り越すものである。第3表債務負担行為補正については、市長車運行業務事業や各種施設の指定管理料など26事業について、来年度以降に、滞りなく事業を執行するため、設定するものである。第4表地方債補正は、新たに観音通線整備事業を追加するほか、観音通線用地購入事業、公園施設長寿命化対策事業の借入限度額の変更を行うものである。

以上が、今回の補正概要である。

[質疑等]

なし

議案第93号 平成28年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算第2号について

(澤田都市建設部長)

今回の補正予算は、職員の給与改定及び人事異動等にもなう補正を行うもので、歳入歳出それぞれ、310万3,000円の増額で、これを含めた累計額は、19億370万2,000円となっている。

歳入歳出の概要は、歳入について、繰入金は、一般会計繰入金を、310万3,000円増額するものである。歳出について、下水道総務費は、一般管理費、職員人件費の職員給与60万7,000円、職員手当等182万6,000円、共済費56万3,000円、一般管理事務費10万7,000円の計310万3,000円増額するものである。

以上が、今回の補正概要である。

[質疑等]

なし

議案第94号 平成28年度朝霞市介護保険特別会計補正予算第2号について

(藪塚健康づくり部長)

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ5,056万円の減額で、これを含めた累計額は、60億9,182万4,000円となっている。

歳入について、国庫支出金は、介護給付費負担金を減額することなどにより、1,584万1,000円減額するものである。支払基金交付金は、介護給付費交付金を減額することなどにより、2,195万3,000円減額するものである。県支出金は、介護給付費負担金を減額することなどにより、954万8,000円減額するものである。繰入金は介護給付費繰入金を減額することなどにより、321万8,000円減額するものである。

歳出について、総務費は、介護認定申請件数の増加にもない、医師意見書手数料などを増額することにより、617万3,000円増額するものである。保険給付費は、給付実績を勘案し、居宅介護等サービス給付費負担金などを増額する一方、地域密着型介護サービス給付費負担金などを減額することにより、8,025万6,000円減額するものである。地域支援事業費は、介護保険制度の改正にもなう、新しい総合事業の周知を行うため、介護予防事業の郵便料などを増額することにより、185万3,000円増額するものである。基金積立金は、保険給付費の減額にもない、介護保険保険給付費支払基金積立金を2,167万円増額するものである。

以上が、今回の補正概要である。

[質疑等]

なし

議案第95号 平成28年度朝霞市水道事業会計補正予算第1号について

(佐藤水道部長)

今回の補正予算は、職員の給与改定及び人事異動にともなう補正を行うものである。

まず、収益的収入及び支出についての事業費については、損益勘定支弁職員の給与費を143万8,000円減額するものである。次に、資本的収入及び支出についての資本的支出については、資本勘定支弁職員の給与費を491万円増額するものである。

以上が、今回の補正概要である。

[質疑等]

なし

議案第96号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

(上野総務部長)

職員の給与条例において勤勉手当の引上げに係る議案を提出していることを踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当について、平成28年度は12月期を0.1か月分引き上げ、年間支給月数を4.3か月とし、平成29年度以降については、6月期と12月期の年間の配分を改めるものである。なお、これらの改正のうち、平成28年12月期の期末手当については公布の日から、平成29年度以降の期末手当の期別の配分については、平成29年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第97号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(上野総務部長)

平成28年8月8日に示された人事院勧告を踏まえ、行政職の職員の給料を平均で0.23パーセント、金額で738円引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を、平成28年度は12月期を0.1か月分引き上げ、平成29年度以降は、6月期と12月期の年間の配分を改めるものである。

これらの改正のうち、給料及び平成28年12月期の勤勉手当の支給月数については公布の日から、平成29年度以降の勤勉手当の期別の配分については、平成29年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第98号 朝霞市税条例等の一部を改正する条例について

(上野総務部長)

地方税法等の一部を改正する等の法律の施行にともない、延滞金の計算期間について除算期間を新たに規定するものである。

また、個人市民税においては、平成30年度から平成34年度までに限り、特定一般用

医薬品等の購入費に係る医療費控除の特例などを規定するものである。

これらの改正のうち、延滞金の計算期間に係る除算期間の規定などについては、平成29年1月1日から、個人市民税の医療費控除の特例については、平成30年1月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第99号 朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(薮塚健康づくり部長)

所得税法等の一部を改正及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正にともない、市民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定等に用いる総所得金額に含めるため、条例を改正するものである。この改正による影響は、日本と台湾の2国間での課税の取り決めのため稀なケースであり影響は少ないものとする。また、平成29年1月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第100号 朝霞市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について

(三田福祉部長)

介護給付費等の支給に関する審査会の委員の任期は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令により、2年としていたが、より安定的な審査会の運営及び事務の簡素化を図るため、本条例により任期を3年と定めるものである。この改正については、平成29年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第101号 朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例について

(薮塚健康づくり部長)

介護認定審査会の委員の任期は、介護保険法施行令により、2年としていたが、より安定的な審査会の運営及び事務の簡素化を図るため、本条例により任期を3年と定めるものである。この改正については、平成29年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第102号 朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の一部を改正する条例について

(澤田都市建設部長)

現在、本市では中高層建築物の建築、敷地面積500㎡以上の開発行為及び建築行為等を行う場合、朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例に基づき、事業者へ対し助言、指導等を行っているが、平成21年に本条例を施行してから7年が経過し、社会情勢等に変化が見られることから、この間に生じた課題、関連する市の各種計画の制定や改定、また関係法令の改正に対応する必要があるため、条例第3章、別表第4に定める技術基準を改正するものである。この改正については、平成29年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第103号 朝霞市健康づくり推進条例について

(薮塚健康づくり部長)

近年の高齢化の進行や慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、また、保健サービスに対する市民ニーズの多様化等、市民の健康を取り巻く環境が大きく変化してきているため、本市の健康づくりに関する基本理念を明らかにし、市民、事業者、地域団体、保健医療関係者及び市が、それぞれの責務と役割を踏まえ、相互に連携を図りながら、協働して市民の健康づくりを総合的に推進するため、新たに制定するものである。

本条例につきましては、平成29年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第104号 指定管理者の指定について

(澤田都市建設部長)

朝霞台駅南口地下自転車駐車場など10か所の自転車等駐車場の管理に関し、指定管理者として公益社団法人朝霞地区シルバー人材センターを指定するため、本案を提出するものである。

[質疑等]

なし

議案第105号 指定管理者の指定について

(島村生涯学習部長)

朝霞市立総合体育館など14か所の体育施設の管理に関し、指定管理者として公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社を指定するため、本案を提出するものである。

[質疑等]

なし

議案第106号 指定管理者の指定について

(三田福祉部長)

朝霞市総合福祉センターの管理に関し、指定管理者として社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会を指定するため、本案を提出するものである。

[質疑等]

なし

議案第107号 指定管理者の指定について

(内田市民環境部長)

朝霞市民会館の管理に関し、指定管理者として公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社を指定するため、本案を提出するものである。

[質疑等]

なし

議案第108号 指定管理者の指定について

(内田市民環境部長)

弁財市民センターなど8か所の集会施設の管理に関し、指定管理者として公益社団法人朝霞地区シルバー人材センターを指定するため、本案を提出するものである。

[質疑等]

なし

議案第109号 指定管理者の指定について

(三田福祉部長)

朝霞市本町放課後児童クラブほか9か所の放課後児童クラブの管理に関し、指定管理者として社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会を指定するため、本案を提出するものである。

[質疑等]

なし

議案第110号 指定管理者の指定について

(三田福祉部長)

朝霞市きたはら児童館ほか4か所の児童館の管理に関し、指定管理者として社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会を指定するため、本案を提出するものである。

[質疑等]

なし

議案第111号 指定管理者の指定について

(薮塚健康づくり部長)

朝霞市溝沼老人福祉センター及び朝霞市浜崎老人福祉センターの管理に関し、指定管理者として社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会を指定するため、本案を提出するものである。

[質疑等]

なし

議案第112号 指定管理者の指定について

(藪塚健康づくり部長)

朝光苑の管理に関し、指定管理者として社会福祉法人朝霞地区福祉会を指定するため、本案を提出するものである。

[質疑等]

なし

議案第113号 指定管理者の指定について

(三田福祉部長)

朝霞市障害者ふれあいセンターの管理に関し、指定管理者として社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会を指定するため、本案を提出するものである。

[質疑等]

なし

議案第114号 指定管理者の指定について

(内田市民環境部長)

朝霞市斎場の管理に関し、指定管理者として公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社を指定するため、本案を提出するものである。

[質疑等]

なし

議案第115号 指定管理者の指定について

(内田市民環境部長)

朝霞市産業文化センターの管理に関し、指定管理者として朝霞市商工会を指定するため、本案を提出するものである。

[質疑等]

なし

議案第116号 指定管理者の指定について

(澤田都市建設部長)

朝霞中央公園、青葉台公園及び内間木公園の体育施設を除いた部分の管理に関し、指定管理者として公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社を指定するため、本案を提出するものである。

[質疑等]

なし

議案第117号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて

(上野総務部長)

朝霞市推薦の人権擁護委員のうち、栗山昇氏の任期が平成29年3月31日をもって満了となるが、同氏を再び委員に推薦したく、議会の意見を求めるものである。栗山氏の経歴については、経歴書のとおりだが、平成3年12月から人権擁護委員として活躍中である。

[質疑等]

なし

議案第118号 埼玉県都市競艇組合の規約変更について

(上野総務部長)

埼玉県都市競艇組合において、地方公営企業法の規定を一部適用することにもない、同組合規約を変更することについて協議する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、提出するものである。なお、この変更については、平成29年4月1日から施行することとなる。

[質疑等]

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

【閉会】